

## 中国史の時代区分問題をめぐって

— 現時点からの省察 —

谷 川 道 雄

## 一 はじめに

本稿のタイトルを見て、いまさら時代区分問題でもあるまいと、大方の読者はお考えてであろう。周知の通り、わが国の学界には、中国史の時代区分に関する二つの有力な説があり（その他にも諸説があるが）、それが戦後以来ちょうど鉄道のレールのように平行線をなしたまま今日に至っている。そしておそらくは、今後も同じ状態のまま進んでゆくのではないかと予想されるのである。かつては両説の間にはげしい論戦が交わされたが、今ではもうそのようなことも行われなくなった。その理由としては、幾つかのことが考えられる。戦後しばらくの間は、歴史をいかに発展的にとらえるかが重要なモチーフであったために、時代区分問題が大

いに論議されたが、そのような、いわば歴史主義的な関心がうすれた今日では、当然時代区分論への情熱も低下したと考えられる。第二には、時代区分のような、全時代を見とおすような巨視的な問題に関わるよりは、個々の歴史事象をミクロに観察し記述しようとする傾向へと、歴史学の作風が転換してきた点が挙げられよう。そして第三には、中国史の時代区分において、両説は個々の点でたがいに影響しあってきたものの、その原則においては自らを持してゆずらず、それぞれの体系と学派を形づくってきた。そのため、論戦は一種の膠着状態におちいり、この問題に触れることを避ける傾向が生れたようにおもわれる。要するにこのような状況にある中国史の時代区分問題について語ることは、じつは私自身にとっても気の重い作業である。それにもかかわら

ず、私があえてここに筆をとったのは、つぎに述べる理由によるのである。

時代区分問題を正面から論ずることは少くなつたとはいへ、何らかの時代区分によって中国史を理解することは、今日なお個々の研究者のなかで行われているとおもわれる。であるばかりでなく、何らかの時代区分説に対する研究者の共通理解が前面に出ることさえ、まれではない。少し古い事例で恐縮だが、私自身がメンバーの一人であった、ある共同研究の成果は、『中国中世研究——六朝・隋唐の社会と文化——』（東海大学出版会、一九七〇年）というタイトルで刊行された。最近では、現在学生社より刊行中の『中世史講座』全十二巻（それ以前には『古代史講座』がある）は、世界各地域の中世史を網羅するものであり、そこには当然中国の中世史に関する論考を収載するが、ここでの中世は、宋代以後を中世とする一方の説を採用している。また、『史学雑誌』が毎号巻末に附載する文献目録も、同じ説によって「中国一般」「中国古代」「中国中世」「中国近現代」の四つの項目で中国史関係論文を分類し、古代と中世を唐宋の間で区切っていることは周知の事実である。要するに、時代区分は中国史研究者のなかで潜在的、顕在的に生きているとおもわれるのである。

時代区分は歴史を大局的に、また普遍性においてとらえる方法

の一つである。ひとがいかにかに個別的事象に関心を集中させようとも、それを全体史の一環として意味づけようとする意識がはたっている限り、その意識は時代区分の意識と決して無縁ではないであろう。また、いかに歴史主義的立場を排除しようとも、諸事象がおのずからにして表出する時代的性格を無視する歴史家はいないであろう。このようにして、それぞれの研究者は決して時代区分と無縁に生きていくわけではなく、むしろそれを背後に意識しつつ、それぞれの研究にたずさわっているのではなからうか。

しかし、実情はさきに述べたごとくである。こころみに日本史や西洋史の場合を考えてみよう。それらの分野でも、時代区分の実際には諸説があつて、なかなか軌を一にすることが難しいのかも知れないが、しかしともかくも、古代といい、中世といえ、ことさらに注釈を加えなくても、そこにほぼ共通した時代観念を想定することができる。だが、中国史ではそうはいかない。後述するように、「中世」は「古代」であるかも知れず、「中世」はまた「近世」であるかも知れないのである。したがって、中国史において、たとえば中世論を展開しようとするならば、つねに二説併記から始めなければならないのである。これを単に時代名称上での相違と片づけるわけにはゆかない。また、中国史の古代、中世等々がいつ始まりいつ終つたかという問題に止まるものでもな

い。中国史に対する学問方法の問題、ひいては現代日本人の中国に対する理解方法の問題がからんでいるのである。このような学問の根本におけるくいちがいが、時代区分上の亀裂として発現したと考えられるのである。

以上のような意味をもった時代区分説の対立状態が今日凝固したままであることは、個々の研究の進展にも影響していないであろうか。というのは、このような情況は、個々の研究者をして事象を自由に、トータルに考えることをちゅうちょさせるおそれなしとしないからである。勿論、既成の説にとられない立場もありうるし、そうした立場が拡大することが学問の発展には望ましい。しかしそれと同時に、既成の説の対立点の根拠を問うことで、この凝固した状態に生きた血流を通わす必要があるのではなからうか。断つておろぐが、私は両説の統一や妥協を計ろうというのではない。またかつての論争に結着をつけようというでもない。あくまで両説の相違点をできるだけ深く見つめたいとおもうのである。これまで説の一方にくみしてきた私にとってこの作業を公平に行うことは、至難のわざであるが、あえてこれを試みることによって、この方面の一步前進を期したのである。

① 前掲『中世史講座』1「中世世界の成立」には「東アジアの中世」「中国における中世世界の形成」と題する堀敏一の二つの論考を収め

るが、いずれも両説を併記して紹介している。

## 二 二つの六朝論

二つの時代区分説のうち、一つは、いうまでもなく、今世紀の初頭、内藤湖南によって提唱され、その後継者たちによって今日まで支持されてきた学説である。湖南が、中国史の時代区分を唐宋とか明清とか、朝代によって行なってきた従来の方法は史学的には不正確であるとし、「時代を形成する内容」(『支那近世史』)による区分を主張したことはよく知られている。中国史の時代区分法はかれによって一挙に原理的なレベルにまで高められ、それじたいが歴史学の一分野となったのであった。いまひとつの学説は、戦後内藤説に対置して提出されたもので、この説の形成には歴史学研究会が指導的な役割を果たした。そこには戦中の歴史学に対する反省が契機となっており、方法的には生産様式の継起的発展を時代区分の原則としている。以下前者をA説、後者をB説とよぶことにするが、この両説が古代・中世・近世等々の時代名称で中国史をどう区分しているかを、ごく大まかに対照表示すれば、左図のごとくである。

			殷 前12世紀
			周・秦漢 3世紀
			六朝・隋唐 10世紀
			宋元・ 明清
			20世紀
A説	古代(上古)	中世(中古)	近世
			(最近世)
B説	古代	中世	近代

これによって明らかのように、両説の間には、二つの大きなちがいがあがある。一つは、一〇世紀以後を、A説では近世とよび、B説では中世と見なしていることである。一〇世紀前後に中国史上決定的な社会変化があったことは湖南によってつとに強調され、B説もこれを受容したが、しかしその内容については大きくへだたる結果となった。一〇世紀前後から盛行するいわゆる佃戸制の性格理解をめぐって両説の間にはげしい議論がたたかわされ、A説ではこれを近世的小作制と考えたが、B説では、中世的封建農奴制の本質をそなえるものとした。もう一つの相違点は、三——一〇世紀、六朝・隋唐時代の位置づけに関する点で、A説がここに中世時代を設定するのに対し、B説は、この時代まで古代が延続したとする。すなわち、三世紀前後の時期に中国史上の調期を設けるかどうかという点に両説の見方のちがいがあり、その点では、一〇世紀がともかくも調期であることでは一致している第一の問題に比べて、一層深刻な対立を生んでいるといえる。以下、

この部分に焦点を置いて、両説の差異とその根拠を探ってみよう。

A説が六朝・隋唐時代を中国における中世と規定するのは、いうまでもなく、この時代に貴族政治が盛行したことに着眼した結果である。貴族政治とは、近世の君主独裁政治の対立概念として、内藤湖南によって設定された概念である。この意味では、貴族政治の時代は、殷周から隋唐までをおおっている。しかし、貴族政治の最も盛行した時代は六朝・隋唐時代であって、この時代の貴族政治はそれ以前の貴族政治とは段階を異にしている。①周代、第一次的にピークに達した貴族政治は、秦漢の統一帝国時代に至って一種の君主独裁政治的傾向を帯びた、と湖南は考える。すなわち、中国史全体を貫徹する、貴族政治→君主独裁政治のサイクルが、古代的段階においてまず経過したと見ているようである。②しかし古代の君主独裁政治は自らを貫徹できず、後漢中期あたりから第二次の貴族政治の段階へ深化する。つまり、古代社会はある種のゆきづまりと屈折を経験するのであって、湖南はまたこの事態を「学問の中毒」という表現でも述べている。③このような時代の変転を通じて漢代官僚階級は地方の名望家と化し、この層に支えられて中世貴族政治が成立したと考えるのである。④

以上のようにA説における中世とは、古代社会の発展が屈折を

よぎなくされたところから出発するものであった。この観点はA説の理解には不可欠のものである。

湖南の中世説は、その後継者たちによって発展させられ、さまざまの分野で成果を生んだ。まず岡崎丈夫は、複雑をきわめる六朝政治史の底流に、貴族階級と軍閥勢力との二元性がライト・モチーフとしてはたらいっていることを明らかにした。岡崎によれば、この両者がたがい結びついて貴族制国家を形づくったという。このさいに岡崎の強調するところは、貴族階級の軍閥帝王に対する優位性である。この点はかつて湖南も、六朝の天子が貴族階級の共有物的存在であることを指摘したが、岡崎は湖南のこの見解を、歴史の展開のなかで立証しようとしたといえる。岡崎はまた、六朝時代の社会経済制度についても先鞭をつけたが、以後貴族（あるいはその階級的起点をなす豪族）の経済的基礎としての大土地所有の研究が宇都宮清吉・宮崎市定らによって進められ、一方、中世的集落とされる場と村の実態が、那波利貞・宮川尚志および宮崎らの手で究明された。宮崎の九品官人法の分析は、学界に多大の影響を与えたが、これもまた六朝の官僚制がその内実においては貴族制であることを実証したものであった。これらの他、思想史・宗教史の分野にいたるまで、湖南の六朝中世説が与えた影響は広汎であり且つ深刻である。それらの一々は省略する

が、思想史・宗教史について一言するならば、その主たる担い手が貴族階級であったこと、またそのことによって、貴族階級が当時の価値体系を把握・体現していたことが、さまざまの論考を通じて説かれてきた。要するに、これら多彩な研究は、漢から六朝に至る時期が中国史上の一大転回点であるという湖南の説を承けたものであり、そしてその転回の主体を貴族階級と見た結果である。宇都宮・宮崎らは、この時代転換そのものについて論じた。

宇都宮は、各時代の性格を人格になぞらえて時代格なる独特の用語を用い、秦漢時代格を政治性、六朝時代格を自律性と特徴づけた<sup>⑭</sup>。それは秦漢の外向性の時代から内面的精神の時代への転換を見るものでもあった。宮崎はこの転換の本質を、景気変動という経済学的カテゴリーでとらえ、そこに好況の時代から不況の時代への屈折が生じたことを論じている。<sup>⑮</sup>

つぎに、B説について語らねばならない。

B説がこの時代を秦漢時代に連続する古代とみなすのは、いかなる根拠にもとづくものであろうか。唐代までを古代とする説を最初に提唱したのは、周知の通り前田直典であった。<sup>⑯</sup>前田におけるその根拠は、六朝期の大土地所有制が主として奴隸制経営にもとづいていたこと（加藤繁の説による）、唐代均田農民の課役負担のうち徭役のそれがことに過重であったこと、の二点にある。

つまり前田は、六朝・隋唐期を奴隸制時代と目して、これを古代と規定したのであったが、この説は西嶋定生に受けつがれた。しかし西嶋の奴隸制説は前田のそのように単純ではなく、家父長的家内奴隸制（奴婢制）と共同体農民による仮作制との複合的生産関係が漢代豪族の大土地所有の経営形態であったとし、これを中国型奴隸制と名づけた。そしてその後になると仮作制は国家的奴隸制たる均田制に転化して、豪族階級は官僚として国家権力に寄生する、と展望した<sup>⑭</sup>。しかしやがて西嶋はこの奴隸制説を撤回し、専制的な皇帝権力と小農民との間を結ぶ直接的関係が、漢代の基本的階級関係であるという新説を提起した<sup>⑮</sup>。両者は皇帝の賜与する民爵を媒介として結ばれており、農民の側にもある種の自由が保留されているので、これを単純に奴隸と見ることはできない。しかしまた民の側は、国家権力を媒介として共同体の成員たりえているので、純然たる自由民ではない。このような皇帝権力と人民との支配関係は、個人身的支配という用語で表現される。皇帝権力は人民のひとりひとりを、何ものをも介在させることなく直接に人身的に支配した、というのである。

さて、個人身的支配は、六朝以後どうなるのであろうか。この問題について今日まで数多くの論考を発表してきたのは、堀敏一である<sup>⑯</sup>。堀は、北魏以後の均田体制を意味づけて、国家権力が

秦漢以来の個人身的支配を再編しようとしたものだと考える。そして唐の中期以後、兩税法・佃戸制など土地を媒介とする取組関係が新たに形成され、民間に階層的な支配体制が確立することによって個人身的支配の時代は終ると見るのである<sup>⑰</sup>。

このように、B説における古代のメルクマールは、これまでB説に指導的な役割を果してきた西嶋・堀両氏の説を総合すれば、国家の小農民に対する個人身的支配にあったことが確認される。このことに対する立ち入った検討はしばらく措くとして、A説が重点をおく漢から六朝にかけての時代転換を、B説ではどのように解するかが、さしあたっての課題となる。

堀の一連の論考によれば、漢代に豪族階級が発生し、郷里社会の小農民との間に密接な関係が結ばれたという（この限りではA説と軌を一にする）。豪族は一面大土地所有者であったが、同時に郷里社会の共同体秩序の維持者という性格を有した。六朝期になると、後者の面が脱落して、地主的取奪が露骨化した。この事態は小農民の没落をうながす結果を生んだので、矛盾緩和のために国家がのり出し、地主支配を抑制し、郷里社会の共同体的諸機能（山沢管理など）を掌握して、小農民に対する直接支配を再建するに至った。これが均田制、三長制等々のいわゆる均田体制である。そしてこの体制のもとで豪族（貴族）階級は寄生官僚とし

て転身延命することになったというのである。

以上の理解を図式化してみると、個人身身的支配Ⅰ→地主制→個人身身的支配Ⅱ、ということになろうか。地主制の盛行はたしかに個人身身的支配をⅠからⅡへ媒介するものではあつたけれども、しかしその枠組み自体を変えるものではなかつた。地主階級たる豪族（貴族）層もまた、結局は国家官僚の枠をのりこえるものではなかつた。このような理解からすれば、漢から六朝に至る時代の進展は、個人身身的支配という体制の原理を変革するものではなかつたということになる。

- ① 湖南の『支那論』（内藤湖南全集五所収）には中国の貴族政治の諸形態を述べて、周代の封建制、前漢の外戚政治、六朝、隋唐の名族政治を挙げて、「概括的唐宋時代観」（全集八）になると「貴族政治は六朝から唐の中世までを最も盛んなる時代とした。勿論此貴族政治は、上古の氏族政治とは全く別物で、周代の封建政治とも関係がなく、一種特別なものである。此時代の支那の貴族は、制度として天子から領土人民を与えられたというのではなく、其家柄が自然に地方の名望家として承統したる関係から生じたるもので、所謂郡望なるものの本体がこれである。（傍点引用者）」と述べている。『支那近世史』（全集一〇）では、傍点を附した部分が「上古の宗教的な氏族政治とは全く別物で、武人を中心とした封建政治とも別種のものである」となっている。
- ② 「但し秦漢以後は此の貴族政治（周代の封建制度→引用者）に幾らか君主独裁、並に平民政治の意義を加味して居ったことは事實であるけれども、是は戦國の後を受けた実力本位時代の余波と、並びに其時

に産出した政治上の理想で加味するのであって、其の實際に於ては、矢張り何時でも権力は貴族の手中に在るのである」（支那論）。

- ③ 『支那中古の文化』（全集一〇）。
- ④ 註①所引「概括的唐宋時代観」の一節参照。

⑤ 『魏晉南北朝通史』（弘文堂、一九三二年初版）は、このモチーフで書かれている。

⑥ 「斯う云う有様であるから、君主の地位と云うものは、各階級の上に超越した所の絶大の権力でもって各階級を支配すると云うのではなくして、詰り貴族の間に居って、そうして貴族と共に天下を有って居ると云うようなことに過ぎない。それだから君主は大きく言えば、貴族階級の私有物、小さく言えば、其の一家族の私有物のような地位で、……」（支那論）。「貴族政治時代に於ける君主の位置は、時として実力あるものが階級を超越して占むる事ありても、既に君主となれば貴族階級中の一の機関たる事を免るる事が出来ない。即ち君主は貴族階級の共有物で、その政治は貴族の特権を認めた上に実行し得るのであって、一人で絶対の権力を有することは出来ない」（概括的唐宋時代観）。

- ⑦ 宇都宮清吉「簡約研究」『漢代社会経済史研究』（弘文堂、一九五五年）所収。宮崎市定「部曲から佃戸へ—唐宋間社会変革の一面」『宮崎市定アジア史論考』中巻（朝日新聞社、一九七六年）。『中国史上の荘園』『アジア史研究第四』（東洋史研究会、一九六四年）所収、など。
- ⑧ 那波利貞「塙主政」（『東亜人文学報』二一四）、宮川尚志「六朝時代の村について」『六朝史研究 政治社会篇』（學術振興会、一九五六年）、宮崎市定「中国における村制の成立—古代帝國崩壊の一面」、前掲『アジア史論考』中巻所収。
- ⑨ 『九品官人法の研究 科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）。

- ⑩ 村上嘉実『六朝思想史研究』（泉霖寺書店、一九七四年）、吉川忠夫『六朝精神史研究』（同朋舎、一九八四年）。
- ⑪ 「東洋中世史の領域」前掲『漢代社会経済史研究』所収。
- ⑫ 「六朝隋唐の社会」前掲『アジア史論考』中巻・『中国史』上（岩波全書、一九七七年）。
- ⑬ 「東アジアに於ける古代の終末」『元朝史の研究』（東京大学出版会、一九七三年）所収。
- ⑭ 「古代国家の権力構造」歴史学研究会編『国家権力の諸段階』（岩波書店、一九五〇年）所収。
- ⑮ 「中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——」（東京大学出版会、一九六一年）。なお西嶋による冊封体制論は、この新説を周辺民族との関係に及ぼしたものと考えてよいであろう。とすれば、時代区分論は東アジア世界論にただちに影響するはずである。私は、西嶋の冊封体制に依拠しつつ、A説の立場にもとづいて、漢と六朝の間に、冊封関係の変化があったことを論じた。「東アジア世界形成期の史的構造——冊封体制を中心として——」『唐代史研究会編』隋唐帝国と東アジア世界（汲古書院、一九七九年）。
- ⑯ それらは『均田制の研究——中国古代国家の土地対策と土地所有制——』（岩波書店、一九七五年）第一篇にまとめられている。
- ⑰ 「中国の律令制と農民支配」（歴史学研究会編『一九七八年度歴史学研究会大会報告』）。

### 三 国家権力と貴族制

漢から六朝への過程を中心にしてみた場合、A・B両説の理解には以上のようにいちじるしい差異があるが、しかし両説が対象

としてとり上げる歴史事象はさほどかけはなれたものでなく、むしろ、同一事象に対する見方の相違が、時代区分上の相違につながっているのである。以下その点について考察し、両説の相違の本質に迫ってみたい。

A説が六朝時代を貴族政治の時代と性格づけるとき、その最大の手がかりとなるのは、いうまでもなく九品官人法である。それではB説では、この制度をどのように理解するのであろうか。これについては堀による幾つかの論考があるので、それらを総合すれば、ほぼつぎのように要約しうる。

九品官人法は、宮崎によって解明されたように、郷品と官品の対応関係にもとづいて運用される、貴族主義的官吏登用法である。郷品は同郷人士の評価によって決定される等級で、これが登官後の官品と昇進コースを規定する。良い家柄の出身者はそのことによって高い郷品を得、したがって高い官品が保証される。したがって、貴族の官界における地位を保証するものは、皇帝権力にあるのではなく、その郷里社会における実力である。当時の政権は漢帝国の基礎にあった共同体の崩壊の現実に向面して、中央集権の強化を計る。九品中正制度は一面でこのような意味を有した。しかしその一方「地方で実力をにぎっている豪族勢力を顧慮しないわけにはいかない。このような豪族勢力の意見を官人候補

者の選挙に利用しようとしたのが、九品中正制度の一面である（傍点引用者）（『九品中正制度の成立をめぐる』『東洋文化研究所紀要』四五）。

以上は九品官人法に対する堀の理解であるが、いったいA説とどことが異なるのであろうか。そこで試みに、宮崎の九品官人法に関する言説を対置してみよう。

《この立法の趣旨（官吏候補者の精選のために厳格な資格審査を行うこと——引用者）は甚だ良かったのであるが、当時は社会に貴族的ムードが横溢していた折なので、この新法は忽ち骨抜きにされ、反って貴族制を擁護する防波堤と化してしまった（傍点引用者）》（岩波全書版『中国史』上、二二五頁）

《人才を因縁に左右されずに登用するという当初の目的は失われながら、地方を中央に結びつけるという効果は収めることが出来たと思われる。併しその結果は、中央地方を通じて混然とした一団の貴族群の成立を見るに至り、その間に自然に全国的な家格の等級が定まることになったのである（傍点引用者）》（同上）。

堀と宮崎のどちらも国家意志と貴族勢力との関係を主題として述べているが、その内容には微妙なちがひがある。宮崎の方はこ

の両者のくいちがいを「反って」とか「併しその結果は」の語で表わしているが、堀の方は、国家意志が貴族勢力に対抗し、あるいはこれを取りこんだ制度として九品官人法を記述している。宮崎の場合、当時の社会全体が貴族主義に染まっていたため、国家の政策までもが意図に反して貴族化する傾向にあったことを述べる。これを敷衍していえば当時の社会の本質は貴族主義にあり、国家権力はこれに比べれば相対的な位置にあって、その規定を受けざるをえなかった。ということになるであろう。これに反して堀の方はそうではない。貴族勢力の實力を認めつつも、主体はあくまで国家の側にある。九品官人法にかぎらず、当時の私的土地所有の公認を意味するといわれる占田・課田法、あるいは私的従属関係の国家的承認を示すとされる給客制等々もまた、堀は一面でそうした面のあることを認めつつ、他方で国家権力の土地私有制や客制度への介入・規制を強調している。この論法をより単純化していえば、ひとつの新しい歴史的事態の国家権力による承認は、すなわち国家権力がそのことによってこの新事態に介入し、支配を深化・拡大することだとするのである。

こう見てくると、A・B両説の位置関係は、かなり明白となる。A説が漢代から六朝時代を測すべき時代的特徴としてきた諸事象につき、B説では一面でその事実を認めつつ、他方ではそれらを

漢代から一貫して存続する国家権力強化の実相として解釈するのである。端的に言ってしまうと、A説の中世論は、B説では古代国家再編論として現われるのである。

かくてA・B両説は、六朝史に関する限り、きわめて接近したものととなった。その原因の一斑は、A説の成果をとり入れて、これをB説の立場から消化することにつとめてきた堀の努力に帰せられなければならないとおもう。しかしそれにしても、両説があくまで接近した関係にとどまっていて、根本において平行線をなしたままであることは、これまで見てきた通りである。その一致せざる極限の一点は何かと問えば、それは、六朝の国家に対する理解の相違ではなからうか。六朝の国家権力と貴族勢力とが来源を異にする二つの力であることはA説もこれを認めるものであるが、しかしそれは結局は一元化して、貴族階級の国家権力となる。すなわち、国家は社会全般をおおう貴族制の政治的機能となるのである。しかしB説においては、そうではない。西嶋が主張するように、漢代の基本的階級関係は、皇帝権力と小農民の個人身身的支配関係である。すなわち、皇帝権力は階級関係の一方の当事者とみなされる。六朝時代がこれを継承するものであるとすれば、六朝の皇帝権力ないし国家権力もまた、同じ観点でとらえられるのであろう。すなわち、それは、貴族権力の集中形式なのではな

くて、それから自立した、階級関係の一方の当事者である。

それでは、国家が社会諸階級(ここでは貴族階級)から自立して、それ自体として階級である根拠は、どこにあるのであろうか。ここで私たちは、堀のつぎのような発言を想起する。

『西嶋氏をはじめは漢代を家父長的家内奴隸制の社会とみていたが、右の著述(『中国古代帝国の形成と構造』——引用者)では主要な直接生産者を奴隸ではなく小農民とし、皇帝と小農民との間に基本的な階級関係があるとした。氏にかぎっていうことではないが、このような発想の転換に、なにはどうかマルクスの草稿『資本主義生産に先行する諸形態』の影響があるのではないかとおもう。ただしそこに描かれたアジア的形態をそのまま中国史上にもとめれば、殷周社会をおいてない。問題は殷周社会の基礎をなしていた氏族共同体が解体したのち、古典古代的な奴隸制が展開せず、小規模な家族によって小規模な経営をおこなう農民が生まれ、それを支配する秦漢以降の専制国家が形成された点にある』(『均田制の研究』岩波書店、一九七五年、はしがき)。

ここに指摘されたアジア的形態とはマルクスのいう総体的奴隸制のことであるが、堀はこれを中国史上では殷周時代に比定する<sup>①</sup>。そして、この社会構成は春秋戦国の変動によって崩壊するが、し

かしその後には構築された秦漢帝国も古典古代的奴隸制社会に進ま  
ず、専制国家对小農民の個人身身的支配関係へ結果するとい  
のである。この文脈でいえば、個人身身的支配は、アジア的形態  
Ⅱ 総体的奴隸制の転身したがたとみなされていることが明らかで  
ある。とすれば、このことは、個人身身的支配の第二段階たる六  
朝についても適用されるはずである。

六朝の国家権力を貴族階級から自立した権力とみなし、小農民  
の対極にある一種の階級と考えるB説は、六朝社会をアジア的構  
成ととらえるところに根ざしていることが明らかである。ところ  
で、「アジア的」なるものは、右の一節にも述べられているよう  
に、「古典的Ⅱギリシヤ・ローマ的」古代、すなわちヨーロッパ  
の古代に対置された概念であり、場合によっては、「ゲルマン的」  
構成を含めたヨーロッパ史の全構成に対して、特異な位置を占め  
るものとして理解される。端的にいえば、ヨーロッパとの対比に  
よって導き出された概念である。B説がヨーロッパ史の発展コー  
スを常に念頭において、説を展開してきていることは、疑いなし  
ところである。

一方、A説もまた、湖南以来一種世界史的見地から、中国史の  
時代区分を試みてきた。しかし、そこにはたらいっているのは、ヨ  
ーロッパ史との類比の意識であって、差異あるものを比較する意

識はそれほど強くない。周知のように、湖南は中国史の発展を一  
本の樹にたとえた<sup>②</sup>。それ自身一個の世界史を形成しているとい  
意味である。この立場からすれば、中国とヨーロッパとは、文明  
の進歩の上で、大局的には同じ歩みを歩むのである。貴族政治、  
君主独裁政治等々の概念は、まさにこのような観点から導き出さ  
れた文化史的概念に他ならない。

したがって、たとえば貴族政治に専制的性格が刻印されてい  
うとも、それは本質的な問題ではない。宮崎の都市国家論につい  
ても、同じことがいえるであろう。しかし、ヨーロッパとの対比  
を強く意識するB説にとつて、その専制的性格は看過できない問  
題となる。湖南が近代の「ウエスタン・インパクトを軽視し」た  
と非難するの<sup>③</sup>も、同じ理由によるものであるが、その当否はとも  
かくとして、こうした中国史の見方の相違は、近代史の理解の問  
題にまで連動してくるのである。

このようにして、A・B両説の六朝論を検討してゆくならば、  
世界史のなかで中国史をどう見るかという大問題にゆきつく。そ  
してその差異を六朝史に即して見るならば、国家権力と貴族制と  
の關係の問題に帰結する。この問題はまた、九品官人法、給客法、  
占田・課田制その他万般の事象の理解の問題につながる。これら  
個々の実証的研究と先述の大局的課題とは相互にわたりあつてい

るのであり、個別的な研究は大局論につながり、また逆に、大局的見地に立つことによって個別研究はその意義を自覚するのである。この両極を結んできたのが時代区分論であり、その意味では今日なお重要な意味をもっているのである。

① このことは第一章註①に掲げた「中国における中世世界の形成」でも述べられている。

② 『支那上古史』（全集十）

③ 第一章註①所掲、堀「東アジアの中世」。堀はまた『均田制の研究』の「はしがき」において「晩年の博士（湖南をさす引用者）は、中国の伝統文化が世界の将来にはたす指導的な役割を強調した。これはアナクロニズムである。現在の私たちは伝統中国にたいするいわゆる西欧の衝撃と、そこから生まれた革命の苦難の道程を考えて、革命中国が世界に何を寄与するかを問わなければならない。そしてあらためて伝統中国との関係を考えなければならない時にきている」と述べているが、私には右のような湖南の主張がアナクロニズムとはおもわれない。この点については稿を改めなければならないが、ここでは「晩年の博士」による次の一節を引いておこう。「勿論従来は自分等も支那の改革ということについていろいろ考え、数十年來支那が採り来た方針についても、その外国の長所を採用することを必ずしも不可とはせなかったのであるが、その改革論がだんだんに發展して来た結果、結局は矢張外国からの借物は支那に芽生えべきものではなくして、支那自身が生んだところの思想並に社会組織でなければ、支那にはとうてい芽生えることが出来ないということを見出すに至ったので……」（『支那に選れ』『東洋文化史研究』全集八、一九二六年）。ここには「ウエヌスタン・インパクトを軽視」するどころか、それによ

て方向を見失った中国をいかに立て直してゆくか、真摯に考える湖南のすがたがある。

## 余 論

本稿で述べようとする事柄はほぼ以上で尽きているが、それではどのようにして今日の固定した平行状態に動きを与えてゆくか、このことを残された紙数で考えてみたい。この問題になると多少私見を交えることになるが、その点はおゆるしいだけだ。

さてB説は六朝国家に、貴族階級から超越した独自の階級権力を見るが、たといA説の立場に立つとも、そのことを無下に虚妄として否定し去るわけにはゆかない。この時代を中世と規定しても、大勢は封建領主制を成立させず、官僚貴族制を現出したのであり、このことはA説に立つ人びともつとに認めているところであるが、このような事態の背景に、統一的傾向をつよく帯びた国家権力の存在を想定しないわけにゆかない。しかしその国家権力の特質を、どう考えたらよいのであろうか。専制権力の存在を最初から強く意識し、これを思考の前提とするB説からは、これに対する答えはかえって出にくいであろう。これを解くためにはむしろA説の立場が有効とおもわれるが、しかしこれまではA説の方でも十分意識的に取り上げられていないようである。

たとえば、官僚制と貴族制の関係を考えるとき、形式は官僚制だが実質は貴族制、という風に、形式と実質の二元論で説明する仕方がしばしば行われる。そのこと自体は決してあやまりとはいえないが、この形式と実質の関係をさらに統一的に説明することは不可能であろうか。

いったい、貴族勢力の実体そのものに、官僚制的性格、いいかえれば権力集中に向う性格がそなわっていなかったであろうか。湖南によれば、代々官僚を出した家柄が自然に地方の名望家となつたのが六朝貴族の由来である。漢代官僚制に来源していることも六朝貴族のかかる性格を示唆するが、それだけではない。その名望家支配の実体は、大土地経営者という一面のほかに、宗族・郷党の各家族（大小の土地所有者）の宗主的位置を含むものであつた。漢代社会の崩壊は同姓・異姓の各家族をして新たな相互結合の必要を感じしめるが、その結合の紐帯となつたのは、家族の外側にある神異な力ではなくて、家族群中の特定の家族であつたのである。家族⇨土地所有者という点では他の家族と同じ次元にある特定の家が、家族群全体の統轄者となりうるのは、当該家族（あるいはその家族員）の卓越した人間の資質によるものである。この統轄が自立した諸家族を対象としている点で、それは管理的、すなわち官僚制的性格をもっている。しかしこれが特定の

卓越した家族によって行われているという点では、貴族制の一面を有している。このように見るならば、貴族勢力の原構造の中に、すでに官僚制と貴族制とは不可分に結びついているわけである。

この地方的構造が九品官人法の郷評の発源の場となり、また地方政府による名望家群の背景となつていことは、論をまたないであろう。このような制度を通じて、地方名族は政権に結びつくのであるが、そのさいすでにかれら相互の連帯が人物評論や世論のようなコミュニケーションによって全国的に形成されていたことは、かつて川勝義雄によって明らかにされたところである<sup>2)</sup>。私たちはここにも、当時における中央・地方の社会的結合の重要な契機が卓越した人格にあつたことを看取できるのである。

しかし、このように形成されたさまざまな結合体をひとつの統一意志に結集するためには、強力なゲヴァルトを必須とする。その役割をになうのは中央政権であり、ことにその軍事力である。これはいかにも貴族勢力とは異質なように見えるが、やはり漢的社会の解体のなから新しく集団形成を行なつた勢力であり、名望家集団から出発して軍閥化した例は、決して珍らしくない。平時の名望家勢力も、戦時になればその内部の結束を一段と強化して軍事化するのである。したがって、中央政府の核を構成する軍閥集団は、当時普遍的に発生した諸集団の一つであり、しかも唯

一特殊な集団として他集団の統合のかなめとなるわけである。③ 皇帝権力が貴族階級一般に対して、抑圧的な場合があり、また一方同化しようとする場合があるのは、皇帝権力のもつこの普遍と特殊の両面がそれぞれに機能するためであろうとおもわれる。

要するに、国家権力といい貴族勢力というも、その本源をさぐれば決して別々のものではなく、諸家族の統合のさまざまなヴァリエーションに他ならない。とすればこの統合の仕方のうちにこそ、時代の質は見出さるべきではなからうか。

この問題の立ち入った考察は他日を期したいが、時代区分問題をいまふりかえてみると、そこに幾多のゆるがせにできない課題がからまっていたことを、改めて認識する。そしてそれらは、究極的に、中国史を普遍的な視点においてどう理解するかという方向に向けられたものであった。時代区分論議が戦後の日本に

おける中国史研究の最大のトピックとして、あれほどの活況を呈した理由も、そこに根ざしているのであろう。時代区分問題そのものはひとまず措くとして、その根底に横たわる課題の重要性は、今もお失われていない。しかしこの課題を解くためには、ヨーロッパ史との比較論の枠を一步越えて、中国社会そのものの人間存在論的構造の探究に降り立ってゆかねばならないのではなからうか。

① B説が国家を先験的な存在として取扱う傾向があることを、私は拙稿「隋唐政治史に関する二三の問題——とくに古代末期説をめぐって——」（『東洋史研究』三四—三三）で述べておいた。

② 『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、一九八二年）、第一部第三章 魏・西晋の貴族層と郷論。

③ 川勝前掲書第二部第一章曹操軍団の構成、拙稿「試論・隋唐国家の歴史の構造」（『新しい歴史学のために』一七一号）

（京都大学文学部教授